

取扱区分：「公開」

平成26年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年6月10日(火)午前10時2分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年6月10日(火) 午前10時2分 ～ 10時54分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第14号	平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価(案)の承認について	1件
議案第15号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)の認定について	1件
議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	47件
報告第26号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第27号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	8件
報告第28号	非農地証明について	9件
報告第29号	農業生産法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

第1番	久保忠雄君	第2番	笠井保雄君
第3番	河内邦雄君	第4番	大田幹代君
第5番	杉村洋治君	第6番	歳光時正君
第7番	福田栄司君	第8番	岩田学君

第9番	村木	実	君	第10番	松田	孝行	君
第11番	徳原	尚一	君	第12番	山崎	光夫	君
第13番	水井	規雅	君	第14番	石村	敏昭	君
第15番	實近	浩司	君	第16番	白石	純治	君
第17番	小林	一雄	君	第19番	福田	みどり	君
第20番	杉村	龍男	君	第21番	藤井	和典	君
第22番	梅田	洋治	君	第24番	大江	静人	君
第25番	弘中	壽	君	第26番	江波	一男	君
第27番	田中	榮作	君	第29番	藤井	孝	君
第30番	西田	孝美	君 (職務代理者)				
第31番	杉村	勝美	君 (会長)				

5 欠席委員

第18番	古谷	幸男	君	第23番	椎木	人志	君
第28番	野村	一男	君				

6 関係人

農林課長 河村 拓造

7 事務局職員

局長	西村	一成	次長	末長	信博
次長補佐	徳本	純子	書記	林	和史

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中28名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第18番古谷幸男委員、第23番椎木人志委員、第28番野村一男委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

また、本日は会議終了後に、やまぐち農林振興公社より、農地中間管理事業についての説明がありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時2分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、笠井保雄委員さん、第12番、山崎光夫委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

まず、皆さんにお諮りいたします。議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」の説明のため農林課より課長さんが来ておられます。市議会開会中でもありますので、繰り上げて最初に審議をいたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

それでは議案第16号を議題といたします。事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より、別紙のとおり、周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成26年6月10日 提出 周南市農業委員会会長 杉村勝美

別添の別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●課長さんが見えておられますので、ご挨拶と議案の説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●●課長さん、よろしくお願いいたします。

農林課

平素より、農林行政につきまして格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は、4月までに受け付けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議、ご決定いただきまして、7月1日の公告となります。市内の西部地域、北部地域、そして東部地域の13地区におきまして、47件の利用権設定の案件がございました。耕作放棄地の解消や地域農業の推進に資する、利用権の設定につきまして、ご審議、ご決定をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

【農林課長退席】

続きまして、議案第12号を議題といたします。

1番及び2番ですが、借受人或いは、譲受人が同一人となっておりますので、一括して、事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いいたします。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

1番の申請地は、●●地区の大字●●字●●の白地地区に所在する農用地区域内農地の田、1、417平方メートルでございます。

2番の申請地は、●●地区の大字●●字●の白地地区に所在する農用地区域内農地の田、2、405平方メートルでございます。

1番の権利移動に関しましては、貸付人は、借受人の要望により、申請地を貸し付けることとされ、借受人は、申請地を借り受け、営農活動に力を入れられるものでございます。

2番の権利移動に関しましては、譲渡人は、譲受人の要望により、申請地を譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請人は、1番の申請地を借り受け、また、2番の申請地を譲り受け、営農活動に力を入れられるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、1番については、申請人自らが耕作されますので、転貸には当たらないと考えております。また、2番については、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、1番の申請地には、水稻を耕作され、2番の申請地には、トマト、キュウリ、ジャガイモ、タマネギなど野菜全般を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番●●です。調査報告をいたします。去る6月1日に現地にて申請人立会のもと調査をいたしました。まず、1番の貸付人は、自営業を営んでおり、以前よりの持病があり、また、年齢を重ね営農が困難となり、知人でもある借受人と今回の協議がまとまった次第であります。

続きまして、2番の譲渡人は、家庭の事情並びに距離的な問題が重なり、今後の営農が困難となり、また、申請地は譲受人の宅地に隣接しており、以前より仕事の師弟関係である譲受人と今回の協議がまとまった次第であります。

次に、借受人及び譲受人でございますが事務局よりの説明がありましたが、そのことに加え●●地区で進行中のほ場整備事業にも当農地取得後には、参加の意思表示でもある仮同意書を今回提出してもらっております。

なお、営農計画も整っており、まず問題はなかろうと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、現況は畑地になっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、立面図、平面図を表示)

こちらが自己用住宅の立面図でございます。次に、平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い小団地の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水については農業集落排水に接続されます。雨水につきましては、自然流下で道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番●●です。調査報告をいたします。去る5月31日に●●会長と申請人とで現地にて調査をいたしました。申請地の現況は、用水に乏しく近年は畑として、耕作され調査時は、草刈り等がなされて手入れがされておりました。

申請地は、二方が農道及び市道に囲まれ、周囲は全て申請人の土地であり、被害防除計画及び事業計画も内容が整っており、まず問題はなかろうと考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

なお、当地区では同様の議案が年に数件提出されておりますが、私の住む●●地区では、農業委員になって以来1件の議案もなく、うらやましく思っている次第です。

議長

ありがとうございました。

只今の、1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは、番号2番をご説明いたします。

申請人は、市内に借家を借りて居住する会社員でございます。この度、実家に隣接する父名義の申請地を借りて、自己用住宅を建築するものでございます。

(スクリーンに、位置図を表示)

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は、JR●●線●●駅から北北西に約700メートルのところ、JR●●線●●駅から県道●●●●線、市道●●●●線、市道●●●●●線を北に進んだ所に位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●●1494番1、地目は、畑、地積は、463平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、立面図、平面図を表示)

こちらが自己用住宅の立面図でございます。次に、平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い小団地の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、申請地は農業振興地域内の農用地ということで、3月の総会で「農業振興地域整備計画の変更について」ですでに協議をしていただいております、平成

26年5月30日付で、除外通知を受けております。

なお、接道については、敷地は市道に接道しております。非線引きの都市計画区域内の土地であり、1,000平方メートル未満の土地であることから開発行為許可は必要ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については合併浄化槽で処理し道路側溝へ放流されます。雨水につきましても、自然流下で道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

第4番●●です。事務局の説明のとおり、平成26年3月10日の農業委員会会議、議案第6号農業振興地域整備計画の変更についてで決定されたものです。

その時に現地調査をいたしまして、ご報告いたしましたとおりです。農地法第5条の規定による許可申請について、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の、2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号第2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可決定いたします。

事務局

続きまして、3番を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

それでは番号3番についてご説明いたします。

申請人は、市内に事務所を有する工事現場での警備業務や再生可能エネルギー設備設置販売等を営む法人です。

売電事業を行うため、申請地を購入し、発電出力39.6キロワットの太陽光パネル277.44平方メートルを1区画、パネル数160枚、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル346.8平方メートルを2区画、パネル数200枚を設置するものです。

申請地は、日照もよく、送電網設備など条件も良いことから、設置に適した場所であり、また、譲渡人においては、遠方に住んでいることから、この農地の維持管理をすることが困難になってきたため、譲渡したいと希望していた土地であったことから、今回の申請となったものです。

譲渡人は、これまでこの農地の管理に手を尽くされており、付近の住民に耕作をお願いするなど対応されておりましたが、ここ数年は、借り受けてくれる人もなく、維持管理が困難になっていたものです。

(スクリーンに、位置図を表示)

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は、●●総合支所から南西に約500メートルのところに位置しており、ゴルフ場●●カントリークラブと市道●●●●線を挟んで対面に位置しております。また、この土地は、市道●●●●線に接しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●1672番1、地目は、田、地積は、2,171平方メートルでございます。なお、現況は、畑となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、概ね500メートル以内に、市役所●●総合支所が存在するその他市街化が、見込まれる第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、申請地は農業振興地域内の農用地ということで、3月の総会で「農業振興地域整備計画の変更について」ですでに協議をしていただいております、平成26年5月30日付で、除外通知を受けております。

また、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定は、2月に申請済みであり、中国電力との電力供給契約も2月に申請済みとなっております。造成工事はないことから、開発行為許可は必要ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されております。なお、利用状況から雨水はこれまでと同様で従前との違いはございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

第6番●●です。譲渡人は、遠方に住んでおられますので、電話で確認をしました。また、譲受人とは、現地で説明を受けました。事務局からの説明のとおりであります。カナディアンソーラーパネル560枚、138.6キロワットの発電出力の太陽光発電所を設置するものです。平成26年5月には、開発行為でない旨の届出がされております。調査項目に従って調査を行いました。問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の、3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第8番

差支えなければ、事業費を教えてください。太陽光発電の相談があった時の参考にしたいので、これくらいの規模でいくらかかるのか知っておきたいと思います。大体でいいです。

事務局

5,000万円まではかからないですが、大体4,700万円から4,800万円です。

議長

その他ございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第10番

太陽光発電のパネルのそばを車で走るとラジオが聞こえづらくなる場合があります。電磁波の影響なんでしょうか。設置後の健康被害というか、問題はないのか調査する必要があるのではないかと思います。

議長

このことにつきましては、別次元の問題であり、この場での回答は難しい

のではないかと思います。それでよろしいでしょうか。

第10番

はい、わかりました。

議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号第3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可決定いたします。

続きまして、議案第14号及び議案第15号を一括議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。議案第14号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について」、及び議案第15号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の認定について」を、一括してご説明いたします。

別添の、別紙1「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」、及び別紙2「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧頂きたいと思います。

4月の総会終了後の協議事項でもご説明しておりますが、平成21年1月23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知がありました。その中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームページ等により公表するものとする。」とされたもので、平成22年度から各農業委員会に作成、公表が義務付けられたものでございます。

内容につきましての詳細なご説明は、省略させていただきますが、前年度、

自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするのか、
どういう活動をするのかということの策定を行うものでございます。

4月にお示しした（案）をもちまして、4月16日から5月15日までの
1か月間、市のホームページ並びに、農業委員会事務局及び本庁・各総合支
所の情報公開窓口におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。
結果として、意見等はございませんでしたので、本日、最終案として、皆様
方にお諮りするものでございます。

ご承認いただければ、6月15日までに県へ提出、県を經由して6月30
日までに国へ提出というスケジュールとなります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。以上でございます。

議長

只今の議案第14号及び議案第15号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第14号及び議案第15号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農業委員会の「平成25年度の目標及びそ
の達成に向けた活動の点検・評価」、及び、「平成26年度の目標及びその達
成に向けた活動計画」につきましては、内容を変更せず原案のとおり、承認、
認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県への報告をお願いいたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第26号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願い
いたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。報告第26号「農地法第4条の規

定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第26号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第26号を終わります。

続きまして、報告第27号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。報告第27号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第27号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第27号を終わります。

続きまして、報告第28号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第28号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第28号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。報告第29号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第29号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第29号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時54分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年6月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 勝 美

委 員 山 崎 光 夫

委 員 笠 井 祥 雄